

指定統計調査の承認等の状況

(平成21年2月分)

平成21年3月9日
政策統括官(統計基準担当)

1 指定統計調査の実施承認

指定統計調査の名称等	申請者	主な承認事項	承認月日
商業動態統計調査 (7条2項)	経済産業大臣	承認事項の変更 平成19年11月の日本標準産業分類の改定に合わせ、承認事項「三 調査の種類及び範囲」の3から6までの産業分類の分類番号を変更する。	21.2.4
小売物価統計調査 (7条2項)	総務大臣	承認事項の変更 統計法(平成19年法律第53号)に規定された調査票情報の二次利用等に適切に対応できるようにするために、承認事項の「8 調査関係書類の保存期間及び保存責任者」に、「調査票の内容(氏名を除く。)が転写されている電磁的記録」を追加し、その保存期間を「永年」とし、その保存責任者を「総務省統計局長」とする。	21.2.25

2 統計報告の徴集の承認

指定統計調査の名称等	申請者	主な承認事項	承認月日
自動車燃料消費量調査 （統計報告調整法第4条第1項）	国土交通大臣	<p>本調査について、調査を実施することを承認した。今回調査における変更点については、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査票第1、2、4号様式の調査期日について、「毎月、第2月曜日から始まる7日間」となっていたが、休日が多く含まれる月が発生することから、「毎月、国土交通大臣が指定する7日間」（具体的には、調査票様式ごとに調査対象を3グループに分け、それぞれのグループの調査期間を①第1月曜日から始まる7日間、②第2月曜日から始まる7日間、③第3月曜日から始まる7日間とする）に変更 ・要綱の「調査の系統」に記載されている組織名について、組織改編に伴い、「国土交通省総合政策局情報管理部情報安全・調査課交通統計室」から「国土交通省」に変更 <p>（注）本調査は、自動車輸送統計調査で把握している燃料消費量について、よりの確に把握する目的で実施されているもの。</p>	21.2.16

（注）本表は、指定統計調査及び指定統計調査に密接に関連すると考えられる統計報告の徴集のうち、統計委員会への諮問にかからなかったものを整理している。